

追試験に関する取扱い要項

制 定 平成 25 年 9 月 12 日
令 和 5 年 7 月 11 日
教 務 委 員 会 最 終 改 正

1. 追試験とは、クォーターまたは学期末に行われる単位認定試験を正当な理由で受験できなかつた場合において、別途実施する試験である。
2. 次の①～⑤に該当する事由により単位認定試験を受験できない場合には、当該科目について追試験の実施を願い出ることができる。
 - ① 本人の疾病又は負傷
【必要書類：医師の診断書（単位認定試験当日に受験できないことがわかる診断書に限る。）】
 - ② 忌引（2親等以内の親族に限る）
【必要書類：死亡診断書又は会葬案内等】
 - ③ 不慮の事故又は災害
【必要書類：事故証明書又は被災証明書】
 - ④ 交通機関の不通又は著しい延着
【必要書類：交通機関の発行する不通証明書または延着証明書等】
 - ⑤ その他やむを得ない事情があると認められる場合
【必要書類：必要に応じて大学が指示するもの】
3. 追試験を願い出る者は、追試験申請に必要な証明書等（上記2. の【】内書類）を添付して当該科目の試験開始前までに追試験申請システムにて手続きを行う。

但し、緊急その他やむを得ない事情により事前に申請することができない場合には、原則として当該科目の試験開始までに本人もしくは代理人が電話等により事情を所属学部等係に連絡した上で、当該科目の単位認定試験実施後3日（土曜、日曜及び休日を除く）以内に追試験申請を行うこと。
4. 追試験申請が教務委員会等で正当と認められた場合は、所属学部等係の指示により原則として単位認定試験終了後2週間以内実施するものとする。ただし、各学期末における卒業予定者の場合は、卒業判定に支障のないよう早期実施に配慮する。

なお、追試験の実施日に受験できなかつた場合、追試験の追試験は実施しない。

附 則

この要項は、平成25年9月12日から施行する。

附 則

この改正要項は、平成28年4月1日から施行する。

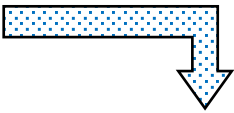
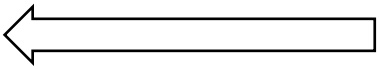

附 則

この改正要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正要項は、令和5年7月11日から施行する。

追試験の申請フロー

学生	各学部等係	授業担当教員
<p>【当該科目の単位認定試験実施前まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●Forms【追試験申請】から必要書類を添付し、追試験実施について願出する（システム申請後、自動返信メールが届く） <p>緊急その他やむを得ない事情により事前に申請できない場合には、学生本人もしくは代理人が電話等により所属学部等係に連絡する</p> <p>【単位認定試験実施後3日以内】 （事前に追試験申請ができずに電話等により連絡した場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●Forms【追試験申請】から追試験実施について申請を行う <ul style="list-style-type: none"> ●学務課学部等係または担当教員の指示に従い、追試験を受験する （追試験を受験できなかった場合、追試験の追試験は実施しない。） 	 <ul style="list-style-type: none"> ●申請事由に応じた必要書類が添付されていることを確認のうえ「追試験申請」を受理する ●学部の教務委員会等で追試験を実施することが正当かどうか審議を行う ●追試験が正当と認められた場合は、担当教員へ連絡し、追試験実施を依頼する  <ul style="list-style-type: none"> ●追試験の実施内容等を確認する。 	 <p>【単位認定試験終了後2週間以内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学務課より「追試験実施について」の報告を受けた授業担当教員は、追試験を実施する ※対象学生が卒業予定者の場合は、早期実施に配慮する